【様式２】

香川県会計規則第184条の２第２号に基づく随意契約の締結前情報

部(局)・課(所)名	香川県環境森林部みどり保全課
件　　名	瀬戸内海国立公園中山園地、黒峰園地、大崎山園地及び白峯寺前公衆トイレ維持管理業務（清掃）
契　約　内　容	・業務場所 高松市中山町、同市亀水町、坂出市王越町、同市青海町 ・業務期間 令和８年４月１日から令和９年３月31日まで ・業務内容 ① 園地、園路の清掃　9,070㎡　年12回　(月１回) 300㎡　年48回　(月４回) ② 公衆トイレの清掃　４箇所　年52回　(週１回) ・支払い 完了払（ただし、請求により５割以内の金額を前金払いする）
契 約 予 定 日	令和８年４月１日
納期又は履行期間	令和８年４月１日～令和９年３月31日
契約の相手方の選定基準及び決定方法	選定基準 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第１項に規定するシルバー人材センターで、契約の履行が確実であること 決定方法 随意契約(見積)により、最低の金額を提示した者と契約
契約の申込み方法 (見積書受付期間、見積書受付場所等)	見積書受付期間 令和８年３月13日～令和８年３月23日 見積書受付場所 〒760-8570　高松市番町四丁目１番10号 香川県環境森林部みどり保全課　総務・自然公園グループ 見積金額 本業務の価格(消費税及び地方消費税を含むこと) 提出方法 持参又は郵送